

せいさくりつあんかてい      しょう      とうじしゃ  
政策立案過程への障がい当事者の

さんか  
参加について

かながわけん      ふくしこ      きょく      きょうせいすいしんほんぶしつ  
神奈川県      福祉子どもみらい局      共生推進本部室

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい  
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例

い しゃかい めざ  
～ともに生きる社会を目指して～

だい じょう  
第18条

けん しょうがいしゃ ふくし かか せいさく りつあん かん かいぎ  
県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の

かいさい あ しょうがいしゃ さんか すいしん  
開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

# ○しょうがいしゃ障害者のふくし福祉に係るかか政策のせいさく立案に関するりつあん会議かんかいぎ

とは？

・しょう障がい者のしゃ生活にせいかつ直接関係するもので、ちよくせつかんけい県のけん政策をせいさくかんが

かいぎ会議（しんぎかい審議会、こんわかい懇話会、きょうぎかい協議会）

※こじん個人に関するかん処分やしょうぶん審査、しんさ試験などは、しけん県のけん政策をせいさくかんが

かいぎ会議ではない

# ○障がい者が参加する会議をどのように決めていくか？

① 県が、障がい者の生活に直接関係し、県の政策を考える

会議を選びました。

② 県が選んだ会議が、適切かどうかについて、障がい者の

意見を聞きます。

③ 聞いた意見を踏まえて、決めていきます。

# 【参考】<sup>さんこう</sup>どのような<sup>さんか</sup>参加<sup>ほうほう</sup>の方法があるか

• <sup>かいぎ</sup>会議<sup>いいん</sup>の委員<sup>さんか</sup>として参加する

• <sup>かいぎ</sup>会議<sup>さんこうにん</sup>で参考人<sup>はつげん</sup>として発言<sup>ほうれい</sup>する（法令<sup>いいん</sup>などで委員<sup>こうせい</sup>の構成<sup>き</sup>が決められている<sup>かいぎ</sup>会議<sup>など</sup>など）

• <sup>かんけいだんたい</sup>関係団体<sup>はなし</sup>に話<sup>き</sup>を聞いた<sup>いけん</sup>ときに意見<sup>い</sup>を言う など